

令和元年度第3回横須賀市市民協働審議会 議事概要

日時：令和元年（2019年）10月21日（月）

10：00～12：00

場所：市役所3号館3階301会議室

【出席委員】志村委員、手塚委員、安部委員、安藤委員、大黒委員、小倉委員、工藤委員、
本多委員、山本委員、渡邊委員

【欠席委員】なし

【事務局】市民部 濱野部長、小澤課長、櫻井係長、里吉主任、戸谷主任、安倍

【傍聴者】1名

<配付資料>

- 資料1-1 令和元年度特定非営利活動法人の条例指定について（非公開）
- 資料1-2 地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について
（答申）（案）（非公開）
- 資料1-3 NPO法人条例指定審査専門部会から法人へのコメント（非公開）
- 資料2-1 市民公益活動ポイント制度の実施状況について
- 資料2-2 市民公益活動ポイント制度 活動主催団体アンケート調査・座談会の実施結果
について
- 資料2-3 市民公益活動への参加者を増やす取組み 他自治体の状況（概要版）
（別紙） 市民公益活動への参加者を増やす取組み 他自治体の状況（詳細版）

<議事内容>

1 開 会

会議の成立。（委員10名中、10名出席のため、会議は成立。）

会議資料の確認。

審議事項「地方税法の寄附金税額控除に係る特定非営利活動法人の指定について」は、審議会意思決定の中立性及び公正な審議を確保するため、情報公開条例の規定に基づき非公開とすることについて、全委員の承認を得て決定。

2 審議事項

※内容は非公開とする。

3 報告事項

（1）市民公益活動ポイント制度の実施状況について

事務局 （資料2-1、2-2及び2-3を説明）

委員長 制度開始から5年経つが、実施状況を確認し、制度の方向性を見直そうということになっていた。今回は報告事項となっているので、資料に基づいて意見交換をしていきたい。まず、資料2-1について、質問や意見をいただきたい。

委員 市民公益活動ポイント制度は利用しやすく、良い制度だと思う。そうした中、資料2-1によると申請したが、交付を受けられなかった団体が何件かあるようだが、それはどのような団体か。

事務局 学習会の参加者を対象とするものや、市外活動に関する申請について除外している。また、申請枚数が上限枚数を上回った場合、市民に対する効果が間接的であるイベントの事前準備などは優先順位を下げている。

委員長 要件を満たしていなかった団体を除外した結果、上限枚数内に収まったということか。

事務局 そうとは限らない。最終的には全団体の申請枚数に応じて案分している。

委員長 案分の際の基準はあるのか。

事務局 ポイント制度は企画ごとに優劣をつけていない。なるべく幅広い団体に交付するという方針なので、その時々で変わってしまっている。

委員長 制度施行当初、上限の2万枚に届かなかったものが、ここ数年を見ると2万枚を超える申請がある。案分の条件も説明可能なものにしていかなければいけないだろう。

委員 新規申請団体が減少傾向なのに対し、通算5回の交付を受けて来年からポイント制度の対象とならない団体が出てくるということで、制度自体が廃れるのではないかと少し心配になった。ただ、申請団体の総数が減れば、申請をすれば希望の枚数をもらえる可能性が高くなるということになり、必ずしも悪いことでもないようにも思える。

事務局 解釈によると思う。ポイント制度を活用したが思ったような成果が上がらなかったため、次年度は申請を見送るという団体もあるので、申請団体数がどれほど減るかは分からない。ただし、委員が指摘するように希望する枚数に近い枚数の交付を受けられる可能性は高くなる。

委員長 そうした状態を「制度が廃れた」と評価すべきか、あるいは「制度の役割を全うした」というべきかは、分析する必要がある。

委員 申請枚数が1,000枚から2,000枚という他の団体よりかなり多い枚数を申請している団体も4団体ある。団体の申請枚数の妥当性はどのように確認しているのか。単純に計算すると、2,000枚となると累計2,000時間の活動が必要になる。介護施設などは、毎日活動しているので、多くの枚数が必要になるだろうが、そうした活動の実態の確認をしているか。

委員長 1回の活動で参加人数が100人という規模であれば、申請枚数が多くなるのは理解できる。

事務局 審査は申請書のみで判断するが、可能な範囲で現地視察もしている。申請枚数の多い団体は、基盤がしっかりしていて、年間を通して定期的に活動しているケースが多く、アンケートの結果から、新しい参加者に対してというより、長く活動に参加している人に配りたいという団体が比較的多いことが読み取れる。

委員 どのような活動が市民公益活動に該当するのか。市民に直接効果がある活動の基準がよく分からない。

事務局 幅広く分野横断的な活動が対象で、対象者も決めていないので、これこそがポイント制度の対象といえるものがない。これまでの実績の積み重ねから判断せざるを得ない。

委員長 事務局だけで判断するには重い課題である。今後、制度を継続するのであれば、考えなければいけない問題かもしれない。

委員 交付対象とする活動として、「参加する意思のある者であれば誰でも参加できる活動」を挙げているが、何らかの技能を要したり、条件を満たす人材を募集

している団体もある。ボランティアの中には男性がほしい、女性がほしいといった活動もあるのが実情である。市民の参加を促す意図であることは理解できるが、受け手である団体側の立場も考慮すれば、今後、表現を変える必要があるように思う。

事務局 市民に開かれた活動という主旨であるが、言いまわしを検討したい。

委員 ポイント券裏面アンケートは平成 29 年から始めたものだが、やって良かった。追跡調査は有効である。何故、今年度でアンケートをやめてしまうのか。
事務局 本アンケートは、活動に参加するきっかけになったか否かを調査する目的で実施した。3年間の調査の結果から、きっかけとしてある程度作用していることが把握でき、調査目的は達成された。別の調査が必要であれば、改めて検討する。

委員 1,000 枚以上のポイント券を申請している団体が4団体あるが、交付の上限が2万枚であることからすれば、かなり大きい数字である。他団体から不公平であるとの指摘が為される可能性もあるので、1,000 枚以上を申請した団体は、その根拠を明確にしてもらう必要がある。

委員長 次に、資料2-2について、ご意見をいただきたい。

委員 ポイント制度の捉え方として、市は新規参加者の増加に重きを置き、団体は寄附や活動資金として見ているようである。審議会としては、いずれの性格を重視すべきか。前者ならポイントの換金など用途の幅を広げることも考えられるが、それでは団体への寄附が減ってしまう。

委員長 そこを検討するために5年間で見直しすることとしている。今回の調査結果を受けて、当初の目論見と制度を利用する団体との間に乖離があることがわかったので、どういう方向が望ましいかは、まさに検討するときである。

委員 何故、団体への寄附になってしまうのか見えていない。ポイント券を利用できる施設が少なく、魅力がない結果、団体への寄附に繋がっているのではないか。5年間経って、ポイント制度に申請できなくなる団体が27団体あるということで、寄附の状況の推移に興味がある。

委員 今回は報告事項となっているが、制度を見直す場合のスケジュールは。

事務局 今回はまず現状を知っていただく回とさせていただいた。他市の状況も調査しながら、見直す場合には来年度、審議を深めていただくことになる。

委員 制度を刷新する場合、新制度はいつから実施となるのか。

事務局 新制度を導入しようとした場合、予算の関係もあるので、早くても令和3年4月になる。来年度は現在の制度で実施しながら審議いただくことになる。

委員 ポイント制度の目的に掲げられている「励み」と「きっかけ」は全く異なるものである。市民公益活動に参加する人は、そもそも能動的な人がほとんどだと思っていたので、団体アンケート結果でポイント券がもらえるから活動に参加したという人が12人もいたことに驚いている。自身で行っている活動に置き換えてみると、実施後に予算内に収まったから良かった、ではなく、参加してくれた市民から今年良かったから来年もやってね、という声が励みになっており、ポイント制度が直接的に影響していることは少ないと思う。そうであれば市民公益活動に興味がない人に1回でもいいので参加してもらおう「きっかけ」を重視した制度設計して、1人でも多くの人に参加してもらった方が制度的に合っているのではないか。参加した結果、その後どう思うかは、その人次第である。例えば、団体にはもう寄附できません、ということや、3回参加した人はもう参加できません、として、その代わり新しい人の「きっかけ」に振ってはどうか。また、ポイント券が紙で発行されていることに驚いている。個人的には、クレジットカードやアプリを使う機会が多いので、紙で渡されても捨ててしまうかもしれない。

事務局 そういう時代になってきていることは承知しているが、単独で実施するには費

- 用が掛かる。マイナンバーカードの活用なども広がってきているので、研究していきたい。
- 委員 ポイント制度を広報するための予算はあるのか。また、どのような広報を行っているか。
- 事務局 現状では、市のホームページに情報を掲載しているほか、公共施設へのポスター掲示、市民活動サポートセンターを通じた情報提供などにとどまっている。今年度はポスター作成予算がつき、市の広報掲示板に掲出できたため、その時期には市民からの問い合わせも数件あった。
- 委員 ポイント制度の目的は、地域のために活動する市民を増やすことにある。その目的が明確であれば、広報費を増やしても理解を得られるように思う。
- 委員 他市では、商店街のポイント制度と連動して普及させている例もある。公共施設の利用に使うことができるというのも、団体が利用することが多い市民活動サポートセンターとなると、それは団体寄附と重複するようにも思える。そうした点も考慮して審議していきたい。
- 委員 横須賀市内には商店街が 100 以上あり、商店街のポイント制度同士の共通化もあまり進んでいない。システム連携は難しい。そういった経緯で、現状の公共施設で利用できる制度になったように記憶している。
- 委員長 いただいた意見は、事務局で整理していただき、本件については報告を受けたということによろしいか。
- 全委員 (異議なし)

(2) 令和元年度特定非営利活動法人補助金応募団体の補助金辞退について

- 事務局 (資料 3 を説明)
- 委員 交付予定だった 16,000 円はどうなるのか。
- 事務局 分野希望寄附として次年度に繰り越す。
- 委員 横須賀市の補助金を辞退して応募した日本郵便の補助金の審査で、当該団体が落選し、改めて横須賀市の補助金に応募してきた場合はどうなるか。
- 事務局 今年度の辞退を取り消して、改めて交付することはない。来年、応募があった場合は、審査の対象となる。
- 委員 自己都合の辞退については、次年度の補助金に応募できないなどのペナルティがあっても良いのではないか。制度を軽んじられ、都合よく使われるのは避けたい。
- 事務局 辞退の次年度に応募があった場合に、前年度の辞退の経緯等も確認したうえで審査することは考えられるが、ペナルティは難しい。
- 委員 今回は、当該団体が日本郵便の補助金の存在を事前に知らなかったに過ぎない。最初から日本郵便の補助金の存在を知っていれば、横須賀市には応募してこなかったと推察される。悪意はなかっただろうから、ペナルティを科すほどの事例ではないように思われる。
- 委員 民間では、補助金の審査を通った場合、決定前の内定段階で申し出ることとし、決定後に辞退をした団体は次年度に応募できないなどペナルティを与えるとする財団等もある。行政での例は聞いたことがない。
- 委員長 落選した団体が存在した中での辞退であれば、交付できたかもしれない団体が出ることになり、それは釈然としない。また、当該団体は金銭的価値以外に横須賀市の補助金に魅力を感じていないことになる。その点は補強していきたい。今回は、報告を受けたということによろしいか。
- 全委員 (異議なし)

4 その他

- 委員長 参考資料では、審議会でのこれまでの議論をまとめてもらっている。市民協働が長く続いてきた中で、今後市民活動の支援がどうあるべきか、全体的な意見交換が必要だと考える。参考資料の項目を踏まえ、委員間で課題の確認や情報共有のための意見交換をしたい。
- 委員 市民協働推進条例を作った当初と現在で齟齬があるのであれば、市の役割を財政的支援と行政サービスにおける参入機会の提供を軸にしながらも、計画を大きく見直す時期に来ているように思う。市民、市民公益活動団体、事業者の役割を啓発する必要があると横須賀市として考えるのであれば、どこと連携していけばいいのかなど、そういった方策も審議会の中で検討していく必要がある。
- 委員長 条例制定から 18 年経ち、市民の意識や環境はあきらかに変わっているので、時代に合わせた形にすることも見据える必要がある。今後、検討していく優先順位など、意見交換していきたい。

事務局から現在日程の確定している審議会開催予定日に関する事務連絡。

5 閉 会